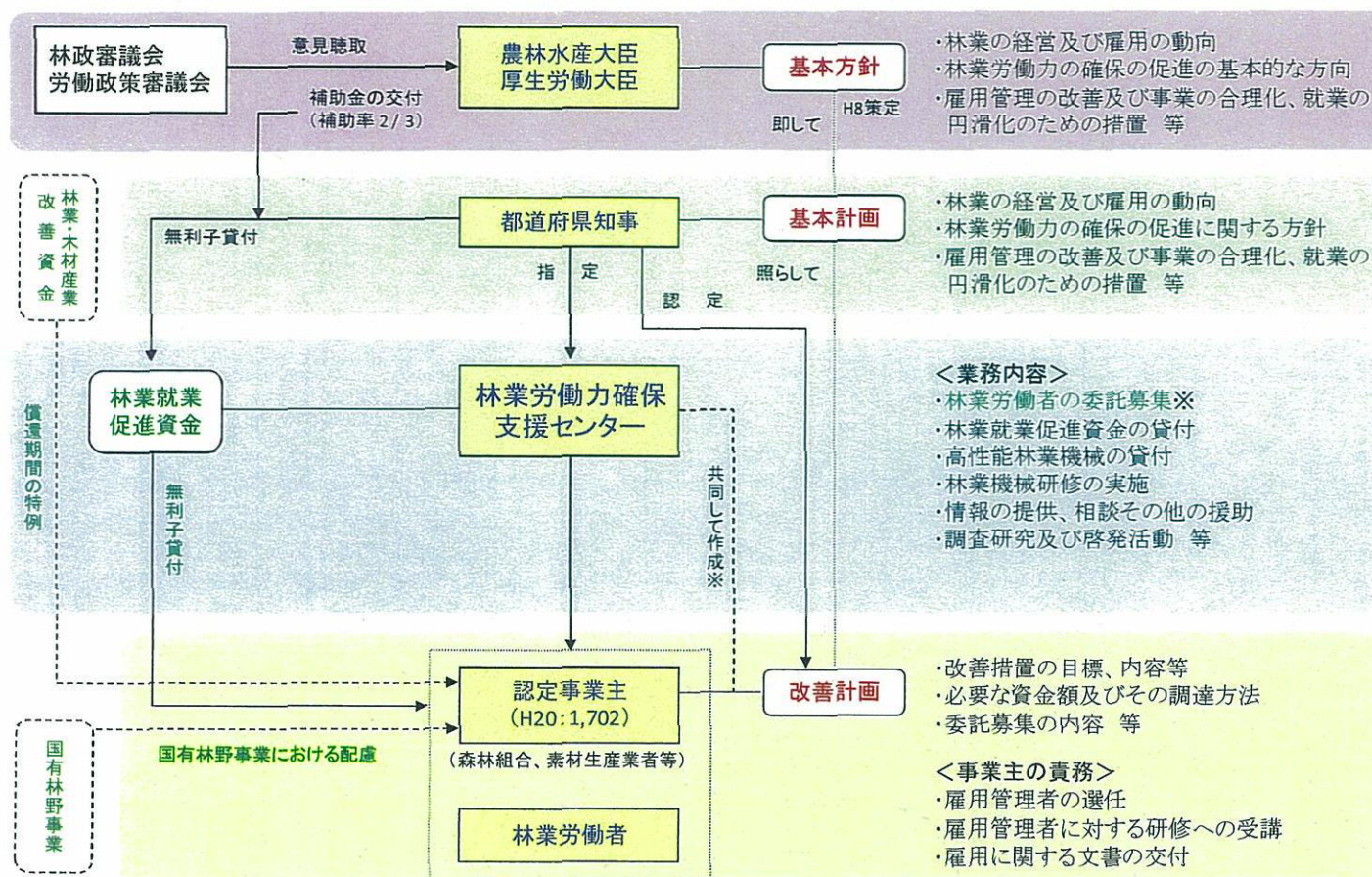


林業労働力の確保の促進に関する法律の概要 2

- 林業労働力の確保・育成については、同法に基づき「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」を策定するとともに、これまで各種の施策を実施してきたところである。
- 特に、林業労働力確保支援センターを中核とした、求人情報の提供や就業相談、林業就業促進資金の貸付け、林業機械の研修等、同法に定める業務の実施を支援してきたほか、「緑の雇用」による新規就業者の確保・育成も推進してきたところである。

図「林業労働力の確保の促進に関する法律」のスキーム



○林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者等に対して、林業労働力確保支援センターが、就業に必要な知識や技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を無利子で150万円を限度に貸し付ける制度（償還期間20年以内（うち据置期間4年以内））。

○林業・木材産業改善資金の特例

認定事業主が、林業労働者を確保するために休憩室やシャワー施設などの保健施設を設置するために必要な資金を借り入れる場合の償還期間を通常の10年以内から15年以内とするもの。

○林業労働者の委託募集の特例

複数の事業主と林業労働力確保支援センターが共同で改善計画を作成し、認定を受けることを条件に、支援センターは、認定事業主の委託を受けて、厚生労働大臣に届け出て、労働者の募集を行うことができるもの。

○国有林野事業における配慮

国有林野事業の入札参加資格審査において、認定事業主に対し、契約の予定金額に応じ、当該認定事業主が有する等級区分の格付の直近上位及び直近下位の等級への入札参加を認めるもの。